

京都市斎場条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年4月28日

京都市長 門川 大作

#### 京都市規則第 4 号

京都市斎場条例施行規則の一部を改正する規則

京都市斎場条例施行規則の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

京都市中央斎場条例施行規則

第1条第1項中「京都市斎場条例」を「京都市中央斎場条例」に、「斎場使用許可申請書（別記様式。以下「申請書」という。）」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる事項を記載した申請書」に改め、同項に次の2号を加える。

(1) 斎場の使用が0歳以上のもの又は妊娠4箇月以上の胎児に係るものである場合

次に掲げる事項

ア 申請者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）、住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）及び連絡先

イ 対象の区分（条例別表に掲げる区分をいう。以下同じ。）

ウ 墓地、埋葬等に関する法律第8条に規定する火葬許可証の許可番号、許可年月日及び許可市区町村長名

(2) 斎場の使用が人体の一部、妊娠4箇月未満の胎児、胞衣又は産汚物に係るものである場合 次に掲げる事項

ア 申請者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）、住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）及び連絡先

イ 対象の区分及び重量

別記様式を削る。

附 則

この規則は、平成28年5月1日から施行する。

(保健福祉局保健衛生推進室医務衛生課)